

建築物石綿含有建材調査者講習の新制度の施行について

修了者各位

晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて「建築物石綿含有建材調査者講習」は、平成 25 年国土交通省告示第 748 号の建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に基づき講習を実施してまいりましたが、このほど、平成 30 年 10 月 23 日に厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号として新たに建築物石綿含有建材調査者講習登録規定が施行されました。

これに伴い、皆さまにご受講いただきました「建築物石綿含有建材調査者講習」は新告示に基づき、内容を変更し実施することとなりました。旧制度修了者に関係する主な変更点は、下記の 2 点です。

旧制度で講習をご受講いただき修了された皆さまは、新制度の「**特定建築物石綿含有建材調査者**」とみなされることとなりました。

資格の有効期限（更新制度）がなくなりました。

今後の名称は「**特定建築物石綿含有建材調査者**」となり、有効期限がなくなりましたので、更新等することなく、登録証はそのままご使用いただけます。

また、現在皆さまのお手元にある登録証は「建築物石綿含有建材調査者」となっており、新制度の名称とは異なりますが、そのまま新制度の修了証明書としてご使用可能です。

なお、新制度による「**特定建築物石綿含有建材調査者**」と記載された修了証明書をご希望される方は、登録証（カード）の再発行（有料）が可能です。お申込みは裏面をご覧ください。

旧制度で発行されたカードは現在も有効です。必ず再発行しなくてはならないものではありません。

修了証（証書）は再発行できません。新制度で発行されるのは修了証明書（カード）のみです。

新制度の講習内容の詳細は、日本環境衛生センターのホームページをご覧ください。

<http://www.jesc.or.jp/training/tabid/129/Default.aspx>

お問合せ（講習事務局）
一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業課
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6
電話 044-288-4919 FAX044-288-4952

「特定建築物石綿含有建材調査者」 修了証明書の再発行申込みについて

新たな修了証明書をご希望の方は下記の手順でお申し込みください。

なお、再発行できるのは登録証（カード）のみで、修了証（証書）は再発行できません。新制度で発行されるのは修了証明書（カード）のみとなります。

旧制度で発行されたカードは現在も有効です。必ず再発行しなくてはならないものではありません。

■再発行申込み手順

1. 再発行手数料をお振込みください
2. 別紙の申込書に必要事項を記載してください
3. 以下のものを同封し、申込書送付先にお送りください

修了証明書再発行申込書

顔写真 1枚（写真用紙にプリントされたもの）

- ・縦4センチ×横3センチ
- ・正面、胸から上部、脱帽、無背景で6カ月以内に撮影されたもの
- ・登録証に使用するため、鮮明な画像をご用意ください

旧登録証（カード）のカラーコピー

- ・記載内容、顔写真の判別ができるもの

紛失・破損した場合は、顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード 等）のコピーでも可

■再発行手数料

【手数料】 1,620円（税込み）

手数料は前納となります。なお振込手数料はご負担ください。

【振込先】 三菱UFJ銀行 川崎駅前支店

口座番号： 普通 67233

口座名義： 一般財団法人 日本環境衛生センター

■申込書送付先 〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業課

建築物石綿含有建材調査者講習 事務局

